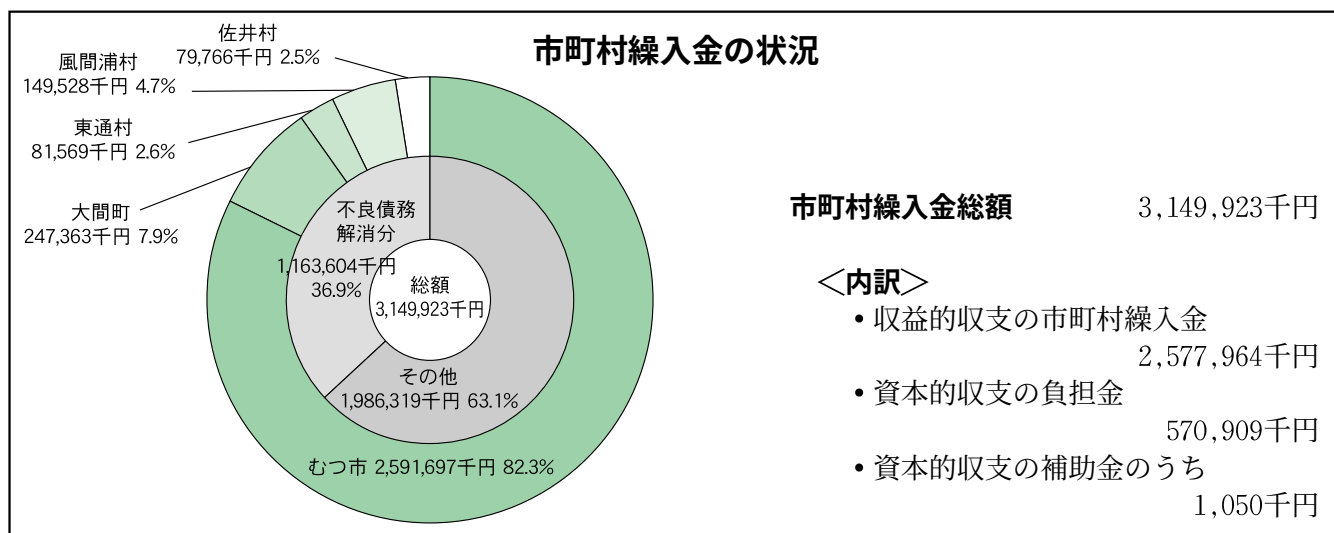




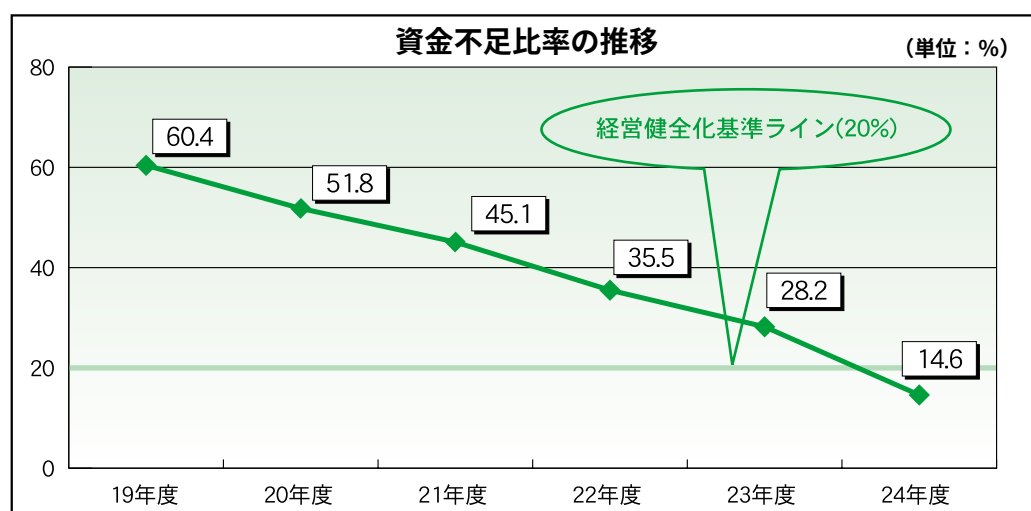
※グラフ中の「その他」は、医師等の研究・研修経費など、当年度分の病院・診療所の運営経費を示しています。

◆資金不足比率（財政健全化法に基づく）

比 率 名	平成24年度 (決算値)	平成24年度 (計画値)	経営健全化基準
資金不足比率	14.6%	14.6%	20.0%

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

平成21年度から行ってきた経営健全化計画が平成24年度で完了となり、資金不足比率は経営健全化基準を下回るとともに、計画における数値14.6%を達成いたしました。



※19～24年度は決算値

○**資金不足比率とは……**公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化度を示すものです。

○**資金不足額とは……**次の計算式により積算します。

資金不足額（法適用企業）＝（流動負債 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 － 流動資産）－ 解消可能資金不足額

※**解消可能資金不足額**：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額（指定管理者の利用料金が該当）

○**事業の規模とは……**次の計算式により積算します。

事業の規模（法適用企業）＝ 医業収益（入院・外来収益など）の額 － 受託工事収益の額